

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会傍聴規則

令和 2 年10月28日議会規則第 1 号

盛岡・紫波地区環境施設組合議会傍聴規則（昭和58年 3 月 7 日紫波郡環境施設組合議会規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び議長が必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第 4 条 傍聴人の定員は、20人とする。ただし、議長が特に必要と認めたときは、定員を超過又は制限することができる。

（議場への入場禁止）

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （1） 拍手、発言又は示威的行為等により、自らの意思を表示する行為をしないこと。
- （2） 携帯電話等情報端末の着信音を発すること又は通話等の行為をしないこと。
- （3） 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の制限）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（傍聴人の退場）

第 8 条 傍聴人は、議長が命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第 9 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 法第130条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年10月28日から施行する。